

事務連絡
平成21年5月1日

各人事委員会事務局長 殿
(給与担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室

人事委員会の勧告等の対応状況等について

人事院においては、本日、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置等について、勧告したところですが、貴団体における人事委員会の勧告等の対応状況と対応の結果について把握したいため、下記のとおり回答願います。

なお、回答内容及び提出資料は、総務省として必要な項目をとりまとめ、公表する場合がありますので、ご留意ください。

記

1 人事委員会の勧告等の対応状況

- ① 提出期限：平成21年5月15日（金）17時
- ② 提出内容：別紙1（電子ファイル）
- ③ 提出方法：電子メールにて、給与能率推進室 小島 (n2.kojima@soumu.go.jp)
まで送信

2 人事委員会勧告に係る速報

- ① 提出日：人事委員会勧告の当日
- ② 提出内容：「別紙2」及び「人事委員会勧告の概要」等（全て電子ファイル）
- ③ 提出方法：電子メールにて、給与能率推進室 小島 (n2.kojima@soumu.go.jp)
まで送信

3 勧告資料

- ① 提出内容：報告、勧告、参考資料、概要版等、関係資料の紙媒体（各1部）
- ② 提出日・提出方法：勧告後、速やかに給与能率推進室あてに郵送
郵送先：〒100-8926 （住所記載不要）
総務省自治行政局公務員部給与能率推進室給与第二係

【問い合わせ先】

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室給与第二係：大角・小島
電話（直通）03-5253-5549

人事委員会の勧告等の対応状況

人事委員会名称	人事委員会	担当者	所属・役職	
電話番号			氏名(漢字)	
E-MAIL			氏名(カナ)	

1 人事委員会における勧告等について

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置について回答すること(指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映については除くこと。以下、同じ。)

	勧告	報告
勧告又は報告を行った (報告のみの場合は3へ)		
勧告又は報告を予定している →2へ(報告のみの場合は2及び3へ)		
勧告及び報告を行わない →3へ		
未定		

いずれか又は両方に○を入力

- 2 勧告又は報告の予定時期(1で「勧告又は報告を予定している」と回答した場合)できる限り具体的に回答すること。

--

- 3 勧告及び報告を行わない理由(報告のみを行う場合を含む)具体的に回答すること。

--

人事委員会勧告速報

人事委員会名称	人事委員会	担当者	所属・役職	
電話番号			氏名(漢字)	
E-MAIL			氏名(カナ)	

I 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置について

1 勧告・報告の別等

	勧告事項	報告事項	勧告・報告日
団体			
国(参考)	○	○	5月1日

いずれか又は両方に○を入力

2 1の勧告・報告の内容

1の回答内容に応じて、(1)・(2)のいずれか又は両方を回答すること。
また、一般職員の場合についてののみ、回答すること。

(1) 勧告事項とした場合

		現在月数 (A)	勧告後月数 (B)	(B)-(A)
団体	期末手当			0.00
	勤勉手当			0.00
	計	0.00	0.00	0.00
国(参考)	期末手当	1.40	1.25	△ 0.15
	勤勉手当	0.75	0.70	△ 0.05
	計	2.15	1.95	△ 0.20

(2) 報告事項とした場合

	内容
団体	
国(参考)	0.20月分を凍結し、月数は現行の6月期の期末・勤勉手当の構成比に従い、配分。凍結分は、民調において例年どおり特別給の支給状況を調査し、本年夏に必要な措置を勧告。

3 勧告・報告の根拠（複数回答可、「○」を入力）

内容	回答	
	人事委員会による独自の統計調査の結果	変動月数
人事院（国）による特別調査の結果		
その他	内容	

II 指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映について

	勧告事項	報告事項	内容	実施時期
団体				
国（参考）	○	○	期末特別手当（年間3.35月）を期末手当（1.65月）と勤勉手当（1.70月）に改める。	5月31日

いずれか又は双方に○を入力

III その他の改定等

	項目	勧告・報告の別	内容	実施時期
団体				
国（参考）	—	—	—	—

「勧告」、「報告」又は「勧告・報告」と入力。